室蘭工業大学組換えＤＮＡ実験安全委員会規則

（趣旨）

平成16年４月１日 室工大規則第42号

第１条 この規則は、室蘭工業大学組換えＤＮＡ実験実施規則（平成16年室工大規則第70号）（以下「規則」という。）第４条に規定する室蘭工業大学組換えＤＮＡ実験安全委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

（審議事項）

第２条 委員会は、学長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査・審議し、及びこれらの 事項に対し、助言又は勧告するとともに、必要に応じ安全主任者及び実験責任者に対し報告を求め ることができる。

(１) 実験に関する規則等の制定改廃

(２) 実験計画の指針及びこの規則等への適合性

(３) 実験に係る教育訓練及び健康管理

(４) 事故発生の際の必要な処置及び改善策

(５) その他実験の安全確保に関する必要な事項

（組織）

第３条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (１) 学長が指名する理事又は副学長

(２) 組換えＤＮＡ研究者 若干名

(３) 応用理化学系学科バイオシステムコース担当教授　 １名

(４) 規則第５条に定める組換えＤＮＡ実験安全主任者

(５) 保健管理センター所長

(６) 事務局長

(７) その他学長が必要と認めた者

２ 前項第２号、第３号及び第７号の委員は、学長が命ずる。

（任期）

第４条 前条第１項第１号、第２号及び第６号の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。 ２ 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条 委員会に委員長を置き、第３条第１号に定める委員をもって充てる。

２ 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

３ 委員長に事故があるときは、委員長の指名した委員が前項の職務を代行する。

（議事）

第６条 委員会の議事は、委員の３分の２以上の出席がなければ議事を開き、議決することができな い。

２ 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するとこ ろによる。

（委員以外の者の出席）

第７条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことが できる。

（事務）

第８条 委員会に関する事務は、総務広報課研究協力室で処理する。

（雑則）

第９条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年度室工大規則第137号）

この規則は、平成16年10月１日から施行する。

附　則（平成17年度室工大規則第63号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成20年度室工大規則第29号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年度室工大規則第22号）

この規則は、平成23年２月３日から施行する。

附　則（平成28年度室工大規則第42号）

この規則は、平成28年７月１日から施行する。

附　則（平成28年度室工大規則第118号）

この規則は、平成29年３月31日から施行する。